令和4年度介護保険業務技術的助言

参考資料4

1 実施内容

(1) 一般的な技術的助言

高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組状況等を勘案し、必要な保険者(助言を希望する保険者)に対し実施する(新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、オンラインでの実施を予定)。

ア 保険者機能強化推進交付金の評価項目の取組状況について

各指標の実施状況を確認し、各保険者の状況に応じた支援を行う。

- (ア) PDCA サイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築
- (イ) 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進
- (ウ) 介護保険運営の安定化に資する施策の推進

イ 制度改正への取組について

制度改正に対する各保険者の対応状況を確認し、意見交換を行うことにより各保険者の取組を支援する。

- ウ セルフチェックシートの自己点検事項の確認
- エ その他

(2) 特定の分野における技術的助言

ア 要介護認定の適正化

要介護認定の適正化について、保険者と事前調整の上、情報収集、意見交換及び助言を行う。また、認定審査会への傍聴については、受入れ調整が整った保険者に対して併せて実施する。

イ ケアプラン分析、縦覧点検・医療情報との突合等についての個別支援

介護給付適正化に関する検討会(令和3年度実施)にて協議を行った保険者への支援策のうちケアプラン分析を中心に、国保連合会と協力して希望する保険者へ個別支援を行う。

(3) 保険者支援の場の充実

ブロック会議への参加により、保険者との情報共有を図る。また、必要に応じて都からの情報提供を行う。

(4) 保険者へのフィードバック

技術的助言により把握した共通の課題や、効果的な取組事例について取りまとめ、保険者に報告する。

(5)島しよ地域の助言の実施

一般的な助言に加えて、各島のニーズに応じた効果的な助言を実施する。

2 実施体制

(1) 一般的な技術的助言

原則として課長代理級1名以上を含む都職員2名以上で実施し、上記1(1)(特にア)の内容について横断的に支援する。

(2) (1) 以外

原則として課長代理級1名以上を含む都職員等により実施する。

(3) スケジュール

